

岡山地方最低賃金審議会が岡山労働局長に対して、 「岡山県最低賃金」の12円引上げを答申

岡山県下の全産業、全労働者に適用される最低賃金について、岡山地方最低賃金審議会（会長 有利 隆一）は平成 25 年 9 月 2 日、時間額 691 円を 12 円引き上げて、703 円に改正するよう、岡山労働局長（上市 貞満）に答申しました。

この答申を受けて、岡山労働局長は、今後、異議申出等の手続きを行い、異議申出があった場合、これに対する岡山地方最低賃金審議会の審議を経て、岡山県最低賃金が改正されることとなります。

(1) 答申どおり改正された場合、以下のとおりとなります。

	改正後	改正前	引上げ額	引上げ率
時間額	703 円	691 円	12 円	1.74%
発効日	平成 25 年 10 月 30 日 予定	平成 24 年 10 月 24 日		

(2) 答申に至るまでの経緯としては、以下のとおりです。

平成 25 年 7 月 17 日、岡山労働局長が岡山地方最低賃金審議会に改正決定について諮問、同審議会はこれを受けて専門部会を設け、去る 8 月 7 日中央最低賃金審議会から示された目安（岡山県の場合 10 円引上げ）を参考にしつつ、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議を行った結果、「時間額を 12 円引上げて、703 円」とするよう結論を取りまとめ、9 月 2 日、岡山労働局長あて引上げの答申が行われたものです。